

十和田市屋内遊戯施設整備業務委託公募型プロポーザル 評価基準書

評価基準の項目			配点
1 基本要件			
①	業務の理解度	業務の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされており、整備スケジュールは適切か。	5
②	応募者の確実性	・経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、適切な整備体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制が取られているか。 ・類似する業務の実績が豊富であり、本業務を円滑に進められるか。	10
2 業務内容			
①	遊戯施設の設計	・各エリアの遊戯施設について、市の整備コンセプト及び整備方針に沿った提案がなされているか。 ・利用する子どもと保護者が安心して遊べるよう、見守りスペース・利用動線に配慮した提案がなされているか。 ・子どもの予期しない動きに対する安全措置（衝突、落下、転倒、挟み込み、引っ掛かり、誤飲等事故や怪我につながる部分に対する対策）が十分に取られ、衛生面に配慮した提案がなされているか。	30
②	遊具・玩具等	・仕様書を踏まえ、子どもが自由な発想で遊ぶことができ、知育・運動能力・社会性等、子どもの発達に効果的な遊具・玩具が提案されているか。 ・子どもが繰り返し飽きずに遊べ、魅力的でオリジナル性の高いデザイン等の提案がなされているか。 ・整備される遊具・玩具は交換部品等の迅速かつ容易な調達が可能で、メンテナンスがしやすく、長寿命化に配慮した部材の使用や構造の工夫が見られ、維持管理費を軽減するための提案がなされているか。	30
③	総合的判断	仕様書に示した内容以外で、独自の提案や創意工夫のある優れた提案がなされているか。	15
3. 見積内容			
①	価格評価	見積価格が上限額以内であり、精算内訳の内容について、費目（設計費、遊具費、施工費、玩具費、備品費、その他経費等）ごとに詳細に示されており、提案内容に対する価格の妥当性が判断しやすいものとなっているか。	10
合計			100

【採点・選定方法】

- 各委員が各選定基準の項目の内容ごとに5段階評価（大変優れている5点、優れている4点、普通3点、劣っている2点、大変劣っている1点）する。
- 項目ごとに各委員の評価の平均を出し、その項目の配点を5で割った数を掛け、その項目の得点とする。（平均評価点×項目の配点／5）
- 各項目の合計が、最も高い事業者を契約候補者として選定する。ただし、60点を下回る場合は選定しない。
- 価格評価は、上限額に対して98%以上の額が3点、98%未満から96%以上の額が4点、96%未満の額が5点とする。（該当する段階の評点／5×当該項目の配点）
- 評価点が同点の者が2者以上となった場合、いずれの提案者も同等のサービスが提供できると選定委員会が認めた場合は、見積価格の低い方を契約候補者とする。ただし、見積価格の評価も同等であるときは、市職員によるくじにより選定するものとする。